

寒保青第 215号
平成30年1月5日

子ども・子育て会議委員各位

寒川町長 木村俊雄

幼保連携型認定こども園開園に伴う意見聴取について（依頼）

日頃より子育て支援行政にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、第3回子ども・子育て会議においてご報告いたしました幼保連携型認定こども園は4月開園予定で準備を進めているところです。この保育事業は県が認可をし、町が確認をする特定教育・保育施設となりますが、利用定員を県に協議するにあたり、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第77条第1項において子ども・子育て会議の委員の意見を聴かなければならないとされております。

本来であれば子ども・子育て会議を開催し、その場でご意見をお伺いするところですが、利用定員を県に協議するまでの期間が短く、会議を開催することが困難なため、この通知にて概要をお知らせし、ご意見等がございましたら、ご連絡をいただくようにさせていただきたいと思っております。お忙しいところ申し訳ございませんが、別紙参考資料等をご覧いただき、平成30年1月31日（水）までにメールまたはFAXにてご意見等をお知らせください。（ご意見等ない場合のご連絡は、不要です。）

ご不明な点等ございましたら、お手数ですが、お電話等にてご連絡をお願いいたします。

寒川町役場 健康子ども部 保育・青少年課
保育担当 担当：徳江

TEL：0467-74-1111 Fax：0467-74-5613

メールアドレス：kodomo@town.samukawa.kanagawa.jp

認定こども園

1. 認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持つ施設です。地域における子育て支援を行う機能も持っています。

設置者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

「認可」は県が行い、「確認」は町が行います。

2. 園名

学校法人 正栄学園（設立予定）

認定こども園 湘南こども園（予定）

3. 住所

寒川町大曲1丁目1番6号

4. 定 員

区 分	利用定員			クラス編成
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	
0歳児	—	—	6人	1クラス
1歳児	—	—	6人	1クラス
2歳児	—	—	8人	1クラス
3歳児	54人	10人	—	2クラス
4歳児	54人	10人	—	2クラス
5歳児	54人	10人	—	2クラス
合 計	162人	30人	20人	212人

1号認定子ども … 満3歳以上で保育の必要がない子ども

2号認定子ども … 満3歳以上で保育の必要がある子ども

3号認定子ども … 満3歳未満で保育の必要がある子ども

5. 保育を提供する日

幼稚園部分 … 月曜日から金曜日

休日：土・日曜日、祝日、夏季休暇、冬季休暇、春季休暇

※ただし、上記期間にて預かり保育あり

保育所部分 … 月曜日から土曜日

休日：日曜日、祝日、12月29日～1月3日

6. 保育時間

幼稚園部分 … 9時～14時

預かり保育 7時～9時・14時～19時

土曜日、長期休暇期間の預かり保育時間

7時～18時

保育所部分 … 標準時間 7時～18時

延長保育 18時～19時

短時間 8時～16時

延長保育 7時～8時・16時～19時

7. 開所予定日

平成30年4月1日開所予定

8. 経緯

大曲にあるふじ幼稚園が認定こども園に移行。

湘南こども園 園歌

作詞：林 正幸 作曲：未定

1. 身近に富士見る寒川で
楽しい未来を作るため
「園児はわが子」の湘南で
先生の愛をたくさん受けて
ああ、湘南 湘南園児は
(皆) ファミリー

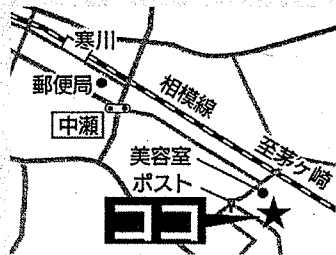
2. 水の豊かな寒川で
自分の未来を作るため
「正しいしつけ」の湘南で
皆で一緒に身につけよう
ああ、湘南 湘南園児は
マナーよし

3. 元気で明るい寒川で
日本の未来を作るため
「自立・体力」の湘南で
先生と一緒に頑張ろう
ああ、湘南 湘南園児は
未来の星

困難を乗り越えるぞー

※作曲によって一部変更の可能性があります。

認定こども園 湘南こども園



〒253-0113

神奈川県高座郡寒川町大曲1丁目1番6号

e-mail : office@shounankodomoen.jp

HP : <http://www.shounankodomoen.jp/>

お問い合わせ先

学校法人設立準備委員会 担当：寿福(じゅふく)

事務局 (株)テクノシステムズ内

〒242-0008 神奈川県大和市中央林間西3-9-13

TEL: 0120-964-884 / 046-278-3653

連携幼児教育施設

株式会社テクノシステムズ 幼児教育事業部

認可 寒川湘南保育園

住所：神奈川県高座郡

寒川町大曲1-10-7

TEL: 0467-75-9100

FAX: 0467-40-4041

ホームページ:

<http://www.samukawa-shounanhoikuen.jp/>

認可 小規模保育事業 大和湘南保育園

住所：神奈川県大和市

中央林間3-23-12

TEL: 046-259-7741

FAX: 046-259-7742

ホームページ:

<http://www.yamato-shounanhoikuen.jp/>

認可 首里湘南保育園

住所：沖縄県那覇市

首里平良町1-4-1F

TEL: 098-882-1321

FAX: 098-880-7137

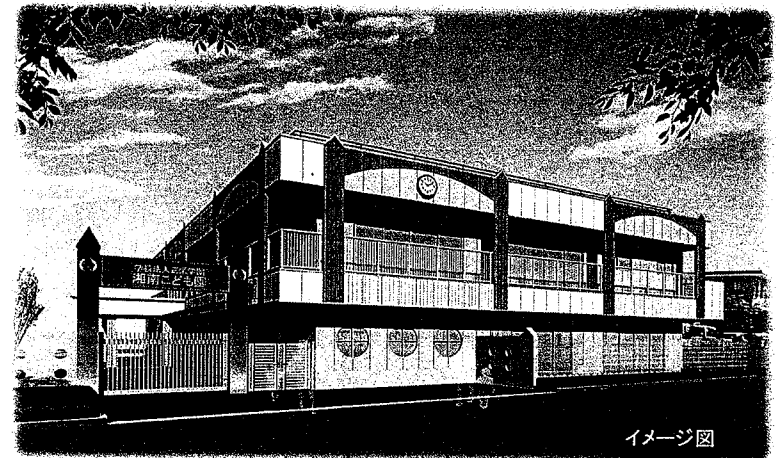
ホームページ:

<http://www.shuri-shounanhoikuen.jp/>



園児はわが子

入園のご案内



イメージ図

学校法人 正栄学園 (申請手続き中)

認定こども園

湘南こども園

(平成30年開園予定)

技術者がなぜ幼児教育？

～49年の保育実績から認定こども園へ～

理事長林 正幸が、今から約57年前、エンジニアとして活躍している頃、人々の働き方や生活態度の問題に対し幼児期の「しつけ」の乱れが原因ではないかと思い、このままでは日本は将来犯罪天国になるのではないかと懸念していました。また、当時はメーカー勤務をしており、周囲にはコミュニケーションに問題を抱える人や基本となるしつけがされていないために仕事で成果が上がらない人をたくさん目にしてきた時、やはり「大切なのは幼児教育である」と思い、昭和44年（1969年）に当時廃園となる予定であった「ふじ幼児園」を譲り受け、「園児はわが子」をモットーに認可外の幼児園として開園しました。

当時は園児13名、先生2名で始まったふじ幼児園でしたが、先進的な保育内容などが受け入れられ、近隣の方々、保護者の方々により支えられ、現在では定員200名にまでなりました。

その49年の実績を評価され、平成30年4月、「ふじ幼児園」から「認定こども園 湘南こども園」へと生まれ変わります。

湘南こども園では、ふじ幼児園の伝統を引き継ぎ、新たな教育・保育内容を取り入れ、園児皆様の豊かな人生の架け橋となるよう支援していきたいと考えています。

目指すは日本一！



国際感覚の向上

今や世界はひとつ、多種多様な国々が存在しています。外国の言語、生活習慣・風習・マナー・国民性・人間性・国土等を正しく理解するための基本を育成し認識向上する教育・保育を行います。

理系重視の保育

理科から工業へ…国の経済が大きく左右されますが、最近の世の中の傾向は理科敬遠の傾向にあります。幼児期から理科の面白さを知らないうちに感じられるようなカリキュラムを組んでいます。

日本の伝統文化

素晴らしい日本の伝統文化に幼少期から触れ、日本を理解する保育を行います。ふじ幼児園でも行っていたお茶・習字・そろばん・昔の童謡などをさらに深く広く展開した教育・保育をしていきます。

地域貢献

保護者の方の就労状況、生活形態を反映した在園時間の調整（延長保育・預り保育）を行います。また、在園児以外の育児相談・園庭開放（予約制）も行っておりますので、お気軽に当園へお問い合わせください。

歯科衛生士を配置

3歳までに虫歯にならないと一生虫歯にならないと言われています。また、歯は「脳」に直結しており、大事な機能です。当園では「虫歯0」を目指し、歯科衛生士が常駐し、歯の大事さ、大切さを学びます。また、看護師も常駐しています。

全員給食

栄養士が常駐し、0歳児～5歳児まで在籍している全園児に、当園で調理した温かい給食を提供いたします。また、アレルギー対応の給食も提供しております。

保育方針

モットー 園児はわが子

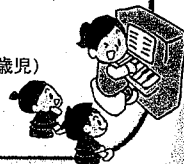
スローガン 入って良かったと言われる園にする

経営方針 保護者に必要以上の時間的・金銭的負担をかけない

指導方針 正しいしつけ・自立・体力づくり
安心・安全・安定

特別保育 国際感覚の向上
理系重視の保育
日本の伝統文化
(対象:3歳～5歳児)

子育て支援、課外活動 他



開園時間 7:00～19:00

◎幼稚部 … 月曜日～金曜日

9:00～14:00(預り保育あり)

休園日:土・日・祝日

夏休み・冬休み・春休み

(土曜日及び長期休園機関の預り保育あり)

◎保育部 … 月曜日～土曜日

7:00～19:00(延長保育あり)

休園日:日・祝日・12/29～1/3



平成30年度年間行事予定

※…アンダーライン部分は幼稚部と保育部の共通の行事です

1学期

入園式・始業式
保育参観、じゃがりもほり、
プール、個人面談
音楽発表会、体育参観日、
お泊り保育(年長組)
壮年生命主権絵画コンクール出版、
夏季保育



2学期

運動会、七五三
保育参観、
おゆうぎ会、
クリスマス会
個人面談、おもちゃつぎ



3学期

節分、作品展
卒園遠足(年長組)、
ひなまつり、終了式、
卒園式



毎月

お誕生日会
避難訓練、
童謡の日、
体育指導

その他

老人招待・慰問、
ボランティア活動

※行事は一部変更になる可能性があります

園児定員

212名

●幼稚部(1号認定こども)

年長クラス(5歳) 54名

年中クラス(4歳) 54名

年少クラス(3歳) 54名



●保育部(2、3号認定こども) (各自治体へお問合せ下さい)

5歳児クラス 10名

4歳児クラス 10名

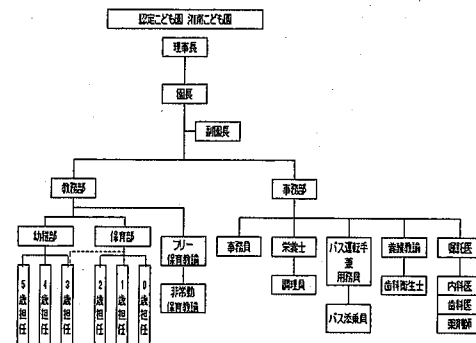
3歳児クラス 10名

2歳児クラス 8名

1歳児クラス 6名

0歳児クラス 6名

組織図



土地

敷地面積 1753㎡(約530坪)

園舎面積 551㎡(約167坪)

建物 全2階建て 鉄骨造 延床面積:約1035㎡

1F:乳児室、ほふく室、2,3歳児室、子育て支援室、厨房、職員室、医務コーナー他

2F:4,5歳児室、遊戯室兼講堂(約50坪)、絵本コーナー

屋上:避難所・ソーラーパネル装置

園庭:約770㎡



認定こども園 湘南こども園

▼こども園とは・・・

定義

1. 小学校就業前の子供に対する教育・保育を一体的に提供する施設
いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設のこと。
保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも通い入れた園を継続して利用できることが大きな特徴である。
2. 地域における子育て支援を行う機能及び保護者の就労状況、生活形態を反映した在園時間の調整（延長保育、預り保育）を行う。
また、園に通っていない子供のご家庭でも子育て相談や親子の交流の場への参加などの利用をすることが出来る施設となっている。

▼園児定員

	幼稚部	保育部	計
5歳児	54名	10名	64名
4歳児	54名	10名	64名
3歳児	54名	10名	64名
2歳児	—	8名	8名
1歳児	—	6名	6名
0歳児	—	6名	6名
計	162名	50名	212名

▼開園日、時間

開園日：平日 7:00～19:00

休園日：日曜日・祝日、12/29～1/3 以外の日

幼稚部 … 平日 9:00～14:00（預り保育あり）

休園日：土曜日、日曜日、祝日、夏休み、冬休み、春休み
（土及び長期休園機関の預り保育あり）

保育部 … 月曜日～土曜日 7:00～19:00（延長保育あり）

休園日：日曜日、祝日、12/29～1/3

費用について

区分	費用・徴収理由	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
基本負担額	保育料（月額）	園児が居住する市町村が定める額		
特定負担額	施設設備費（入園時、設備維持・更新）	80,000円		—
実費徴収	給食材料費（日額）	270円	50円	—
	通園送迎費用（月額）	3,000円	—	—
	行事費（年額）※1	12,000円		
	制作素材費（年額）	4,000円		

※1 遠足バス代、運動会、お遊戯会芋ほり、餅つき、クリスマス会、節分などに関わる実費の年額を示

※その他、保育用品、絵本など個人持ちになる用品については、別途実費を頂きます。

※3号認定こどもから2号認定こどもに変わる際には施設設備費を頂きます

延長保育料（2号認定子ども・3号認定子ども）

延長保育利用時間	料金
午前7:00～午前8:00	300円/30分 上限3,000円/月
午後4:00～午後6:00	300円/30分 上限3,000円/月
午後6:00～午後7:00	200円/10分 上限6,000円/月

その他

制服・個人持ち用品・・・現ふじ幼稚園と同じ。（但し、0,1,2歳児は制服はなし。）

費用については、実費をいただきます。

（昨年までの例：制服・ブラウス・帽子・スモック、体操服他 約26,000円前後、
保育用品（出席ノート、バステル、メロディオン、防災頭巾他）
約13,000円前後、
保険加入金 年額500円程度）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 **特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。**
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。